

## 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震への対応 ～労災・雇用保険（雇用調整助成金を含む）～

### 1 労災診療や休業補償の請求が医療機関や事業主の証明がなくても可能とする弾力的な取扱いを実施

- ・ 労働災害が発生したことの事業主の証明や療養を担当した医師の証明は必要ありません。
- ・ 労働基準監督署への労災保険給付の請求は任意様式で行えます。

### 2 震災被害者への失業手当の特例支給

- ・ 事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくても失業手当を受給できます(休業)。
- ・ 災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業手当を受給できます(離職)。
- ・ 交通の途絶や遠隔地への避難などにより住居地を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きをすることができます。

### 3 労働保険料の延長、猶予等

- ・ 労働保険料の納付期限の延長(近日中告示予定)  
被災地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)における労働保険料の納付期限等を、申請など特段の手続の必要なく、延長する予定です。(障害者雇用納付金についても同様の取扱い)。
- ・ 労働保険料の納付の猶予(実施済)  
納付期限の延長の対象地域以外の事業主でも、震災により財産に相当な損失を受けた場合は、事業主からの申請に基づいて、個別に労働保険料の納付を猶予します。(障害者雇用納付金についても同様の取扱い)。

#### **4 震災被害事業所や計画停電事業所に対する雇用調整助成金の活用**

- ・ 東北震災に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、雇用調整助成金が利用できます(計画停電の実施を受けて事業活動が縮小した場合も利用できます)。
- ・ 青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県の災害救助法適用地域については、支給要件の緩和(事業活動縮小の確認期間を3か月から1か月に短縮すること、生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能にすること、計画届の事後提出を可能にすること)を行いました。

#### **5 東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A**

- ・ 賃金や解雇等の労働者の労働条件について使用者が守らなければならない事項等を定めた労働基準法の一般的な考え方などについてQ&Aを取りまとめることとしました。
- ・ 3月18日に厚生労働省ホームページで公表した第1版では、地震に伴う休業に関する取扱いについて記載しています。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015fyy.pdf>
- ・ 今後、賃金や解雇等の労働者の労働条件について使用者が守らなければならない事項についても、順次更新していきます。

#### **6 東北地方太平洋沖地震に伴う雇用促進住宅の緊急的な活用**

- ・ 緊急避難の方々に雇用促進住宅を一時入居先として提供しています。併せて、自治体からの要望に応じ緊急避難場所として活用しています。
- ・ 更に福島第一原子力発電所の自主避難を含む避難者にする支援についても、その事情を十分考慮して対応するようにしました。
- ・ 入居対象者は、災害救助法に基づく指定区域内に居住する者であって、かつ、当該災害の影響で住宅に居住できなくなった方が対象となります(家賃、敷金は無料、共益費は負担)。
- ・ 雇用促進住宅の住宅別利用可能戸数(3月17日現在)(岩手県2,232戸、宮城県935戸、福島県436戸(3県以外の都道府県の合計38,018戸))は厚生労働省ホームページで公表しております。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015koh-img/2r98520000015p40.pdf>

- 項目1について(労災の弾力的な取扱関係)  
労働基準局労災補償部補償課 直通 03-3502-6748
- 項目2について  
職業安定局雇用保険課 直通 03-3502-6771
- 項目3について  
(労働保険料関係)労働基準局労災補償部労働保険徴収課 直通 03-3502-6722  
(障害者雇用納付金関係)  
職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課 直通 03-3502-6775
- 項目4について  
職業安定局雇用開発課 直通 03-3502-1718
- 項目5(東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A関係)  
労働基準局監督課 直通 03-3595-3202
- 項目6について  
職業安定局総務課 直通 03-3502-6768